

第 1 回研究会における主な意見

1. 最近の消費者被害の事例について

- この研究会においては、個人を消費者と捉え、同種の被害が多発している中で被害者を消費者と捉えるように考えておけばよいのではないか。
- 選定当事者訴訟が行われていない背景として考えられるのは、選定を行うよりも委任状を集めた方が、容易であるからと考えられる。
- 集団的消費者被害の事例のカテゴリーの仕分け方について、理論的に被害者の特定及び被害金額の算定が容易な事件、被害者の特定が容易で被害金額の算定が困難な事件、被害者の特定及び被害金額の算定が困難な事件、被害者の特定が困難で被害金額の算定が容易という 4 つが考えられ、そのように分類した上でさらに事例をまとめてほしい。
- 被害者の特定は困難だが被害金額の算定は容易な事案として、食品偽装が挙げられるのではないか。

2. 消費者団体訴訟制度について

- 消費者被害の回復を図る制度を考える際に、「集団的」でなければならぬ必然性はないのではないか。

3. 検討の視点について

- 証拠開示の問題が加えられるべきではないか。
- 手続の問題として、和解や ADR 等を色々と組み合わせている国がある。諸外国制度がテーマの回では、それらを取り上げてもよいのではないか。
- 責任の認定は訴訟手続でもするが、被害者の損害額を認定する手続を訴訟手続から外すという方法も考えられる。司法手続の中で様々な手法をいかに組み合わせていくかが重要ではないか。

※本資料は、前回の議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。